

岡崎市新型インフルエンザ等  
対策行動計画

平成 2 6 年 3 月  
令和 3 年 4 月（一部改訂）

岡 崎 市



---

## 目 次

---

### はじめに

|   |                      |             |
|---|----------------------|-------------|
| 1 | 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定 | ・ ・ ・ ・ ・ 1 |
| 2 | 取組の経緯                | ・ ・ ・ ・ ・ 1 |
| 3 | 市行動計画の作成             | ・ ・ ・ ・ ・ 2 |

### 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

|       |                         |             |
|-------|-------------------------|-------------|
| 1     | 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略 | ・ ・ ・ ・ ・ 3 |
| 2     | 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方    | ・ ・ ・ ・ ・ 4 |
| 3     | 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点     | ・ ・ ・ ・ ・ 6 |
| ( 1 ) | 基本的人権の尊重                | ・ ・ ・ ・ ・ 6 |
| ( 2 ) | 危機管理としての特措法の性格          | ・ ・ ・ ・ ・ 6 |
| ( 3 ) | 関係機関相互の連携協力の確保          | ・ ・ ・ ・ ・ 6 |
| ( 4 ) | 記録の作成・保存                | ・ ・ ・ ・ ・ 6 |
| 4     | 新型インフルエンザ等発生時の被害想定について  | ・ ・ ・ ・ ・ 7 |
| ( 1 ) | 患者等の発生想定                | ・ ・ ・ ・ ・ 7 |
| ( 2 ) | 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響    | ・ ・ ・ ・ ・ 8 |
| 5     | 対策推進のための役割分担            | ・ ・ ・ ・ ・ 9 |
| 6     | 行動計画の主要 6 項目            | ・ ・ ・ ・ 1 2 |
| ( 1 ) | 実施体制                    | ・ ・ ・ ・ 1 2 |
| ( 2 ) | サーベイランス（発生動向の調査）・情報収集   | ・ ・ ・ ・ 1 4 |
| ( 3 ) | 情報提供・共有                 | ・ ・ ・ ・ 1 4 |
| ( 4 ) | 予防・まん延防止                | ・ ・ ・ ・ 1 6 |
| ( 5 ) | 医療                      | ・ ・ ・ ・ 2 1 |
| ( 6 ) | 市民生活及び経済活動の安定の確保        | ・ ・ ・ ・ 2 3 |
| 7     | 発生段階                    | ・ ・ ・ ・ 2 4 |

### 各段階における対策

|       |                       |             |
|-------|-----------------------|-------------|
| 1     | 未発生期                  |             |
| ( 1 ) | 実施体制                  | ・ ・ ・ ・ 2 6 |
| ( 2 ) | サーベイランス（発生動向の調査）・情報収集 | ・ ・ ・ ・ 2 7 |
| ( 3 ) | 情報提供・共有               | ・ ・ ・ ・ 2 8 |
| ( 4 ) | 予防・まん延防止              | ・ ・ ・ ・ 2 8 |
| ( 5 ) | 医療                    | ・ ・ ・ ・ 2 9 |
| ( 6 ) | 市民生活及び経済活動の安定の確保      | ・ ・ ・ ・ 3 0 |
| 2     | 海外発生期                 |             |

|                                  |             |
|----------------------------------|-------------|
| ( 1 ) 実施体制                       | ・ ・ ・ ・ 3 2 |
| ( 2 ) サーベイランス ( 発生動向の調査 ) ・ 情報収集 | ・ ・ ・ ・ 3 2 |
| ( 3 ) 情報提供 ・ 共有                  | ・ ・ ・ ・ 3 3 |
| ( 4 ) 予防 ・ まん延防止                 | ・ ・ ・ ・ 3 3 |
| ( 5 ) 医療                         | ・ ・ ・ ・ 3 4 |
| ( 6 ) 市民生活及び経済活動の安定の確保           | ・ ・ ・ ・ 3 5 |
| <b>3 県内未発生期 ( 国内発生早期以降 )</b>     |             |
| ( 1 ) 実施体制                       | ・ ・ ・ ・ 3 7 |
| ( 2 ) サーベイランス ( 発生動向の調査 ) ・ 情報収集 | ・ ・ ・ ・ 3 8 |
| ( 3 ) 情報提供 ・ 共有                  | ・ ・ ・ ・ 3 8 |
| ( 4 ) 予防 ・ まん延防止                 | ・ ・ ・ ・ 3 9 |
| ( 5 ) 医療                         | ・ ・ ・ ・ 3 9 |
| ( 6 ) 市民生活及び経済活動の安定の確保           | ・ ・ ・ ・ 4 0 |
| <b>4 県内未発生期</b>                  |             |
| ( 1 ) 実施体制                       | ・ ・ ・ ・ 4 1 |
| ( 2 ) サーベイランス ( 発生動向の調査 ) ・ 情報収集 | ・ ・ ・ ・ 4 2 |
| ( 3 ) 情報提供 ・ 共有                  | ・ ・ ・ ・ 4 2 |
| ( 4 ) 予防 ・ まん延防止                 | ・ ・ ・ ・ 4 3 |
| ( 5 ) 医療                         | ・ ・ ・ ・ 4 5 |
| ( 6 ) 市民生活及び経済活動の安定の確保           | ・ ・ ・ ・ 4 6 |
| <b>5 県内感染期</b>                   |             |
| ( 1 ) 実施体制                       | ・ ・ ・ ・ 4 9 |
| ( 2 ) サーベイランス ( 発生動向の調査 ) ・ 情報収集 | ・ ・ ・ ・ 5 0 |
| ( 3 ) 情報提供 ・ 共有                  | ・ ・ ・ ・ 5 0 |
| ( 4 ) 予防 ・ まん延防止                 | ・ ・ ・ ・ 5 1 |
| ( 5 ) 医療                         | ・ ・ ・ ・ 5 2 |
| ( 6 ) 市民生活及び経済活動の安定の確保           | ・ ・ ・ ・ 5 3 |
| <b>6 小康期</b>                     |             |
| ( 1 ) 実施体制                       | ・ ・ ・ ・ 5 6 |
| ( 2 ) サーベイランス ( 発生動向の調査 ) ・ 情報収集 | ・ ・ ・ ・ 5 6 |
| ( 3 ) 情報提供 ・ 共有                  | ・ ・ ・ ・ 5 7 |
| ( 4 ) 予防 ・ まん延防止                 | ・ ・ ・ ・ 5 7 |
| ( 5 ) 医療                         | ・ ・ ・ ・ 5 7 |
| ( 6 ) 市民生活及び経済活動の安定の確保           | ・ ・ ・ ・ 5 7 |
| <b>用語解説</b>                      | ・ ・ ・ ・ 5 9 |

## 始めに

### 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたウイルスと抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ 10 年から 40 年の周期で発生する。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最少となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

### 2 取組の経緯

我が国では、新型インフルエンザに係る対策について、平成 17 年 2 月に、「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて「新型インフルエンザ対策行動計画」（以下「国行動計画」という。）を策定し、愛知県（以下「県」という。）においても、県における新型インフルエンザ対策の方針を示す「愛知県新型インフルエンザ対策行動計画」（以下「県新型インフルエンザ行動計画」という。）を策定した。

その後、平成 20 年の「感染症の予防及び感染症の患者に対する法律及び検疫法の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 30 号。）」で新型インフルエンザ対策の強化が図られたことを受け、平成 21 年 2 月に、国が、従来の WHO のフェーズに応じた対策から、国内外の発生段階に応じた対策へと転換するとともに、社会・経済機能の維持を強化した「国行動計画」を大幅に改定したことから、県は、国との対策の連携強化を図るため、平成 21 年 5 月に、「県新型インフルエンザ行動計画」の暫定的な改定を行った。

これを受け、本市においては、平成 21 年 3 月に、市における新型インフルエンザ対策の方針を示す「岡崎市新型インフルエンザ対策行動計画」を策定した。

同年 4 月に、新型インフルエンザ（A/H1N1）がメキシコで確認され、世界的な大流行となり、本市においては、市長を本部長とする「岡崎市新型インフルエンザ対策本部」を

設置し、全庁をあげて対策を実施した。国内では、発生後１年余りで約２千万人がり患したと推計されたが、入院患者数は約１．８万人、死亡者数は２０３人であり、死亡率は０．１６（人口１０万対）と、諸外国と比較して低い水準にとどまったが、この対策実施を通じて、実際の現場での運用や病原性が低い場合の対応等について、多くの知見や教訓等が得られた。病原性が季節性並みであったこの新型インフルエンザ（Ａ／Ｈ１Ｎ１）においても一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫なども見られ、病原性の高い新型インフルエンザが発生しまん延する場合に備えるため、国は、平成２３年９月に、「国行動計画」の更なる改定を行い、県は、平成２４年２月に「県新型インフルエンザ行動計画」を改定した。

国は、この新型インフルエンザの教訓を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるため、平成２４年５月に、病原性の高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とする危機管理の法律として、特措法を制定し、また、特措法第６条に基づき、平成２５年６月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）を策定した。また、県は、特措法第７条に基づき、平成２５年１１月に、「愛知県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）を策定した。

本市は、この特措法に基づき、新たに本行動計画を策定することとしたものである。

### ３ 市行動計画の作成

本市は、特措法第８条に基づき、政府行動計画及び県行動計画を踏まえ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他学識経験者の意見を聴き、「岡崎市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画」という。）を作成した。市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や市が実施する措置等を示し、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう構成するものである。

市行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりである。

（ア）感染症法第６条第７項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という）

（イ）感染症法第６条第９項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響の大きなもの

新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見を取り入れ見直す必要があり、政府行動計画及び県行動計画の改定等を踏まえ、本市は、適時適切に市行動計画の変更を行うものとする。

また、市民に重大な被害若しくは損失を与えるおそれがある緊急の事態又は社会的に影響が大きく市政運営に支障を来たす事態に、迅速かつ的確に対処する危機管理体制及び当該事態の再発防止策を講ずるための基本的事項について定める「岡崎市危機管理指針」と十分な調整を図るものとする。

## 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

### 1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等については、その発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国及び本市への侵入も避けられないものと考えられる。

病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、市民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。このため、新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くが罹患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティを超えてしまうということを念頭におきつつ、本市においては、市民の健康・生活を守るため、新型インフルエンザ等対策を市政における重要課題のひとつに位置づけ、以下の2点を主たる目的として全庁的に対策を講じていく。

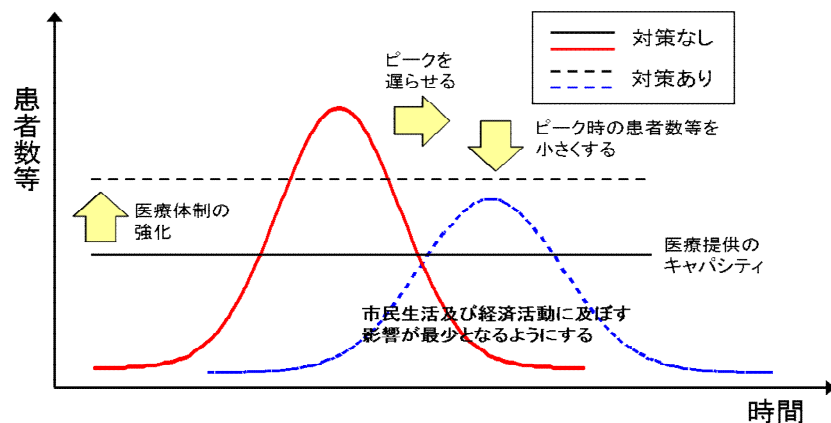
(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備等のための時間を確保する。
- ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

(2) 市民生活及び経済活動に及ぼす影響が最少となるようにする。

- ・ 地域での感染対策等により、欠勤者の数を減らす。
- ・ 事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び経済活動の安定に寄与する業務の維持に努める。

#### < 対策の効果 概念図 >



## 2 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。

過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。市行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

本市は、国際空港、新幹線、各種高速道路など交通網が発達している愛知県の中央部に位置していることから、海外で新型インフルエンザ等が発生した場合、我が国への侵入が本市から起こることも十分にあり得ると考えられる。また、他の都道府県から侵入した場合であっても、短時間で本市内に侵入することが十分に予想される。

このため、発生・流行時に想定される状況を常に念頭に置き、市行動計画をあらかじめ策定しておかなければならない。

また、関係機関等と事前に調整を行うとともに、関係者に市行動計画を広く周知し、具体的な行動が速やかに行えるように準備をしておく必要がある。

- ・ 発生前の段階では、地域における医療体制の整備、市民に対する啓発など、発生に備えた事前の準備を行う。
- ・ 世界で新型インフルエンザ等が発生した段階では、直ちに、対策実施のための体制に切り替える。
- ・ 市内の発生当初の段階では、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染のおそれのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、病原性に応じては、県により不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等が行なわれるなど、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。
- ・ なお、国内外の発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小・中止を図るなど見直しを行うこととする。
- ・ 愛知県及び県内の保健所を設置する市（名古屋市、豊橋市、豊田市及び一宮市）とは十分な情報共有と連携を図り、発生時の対応等が円滑に行えるよう準備しておく必要があるが、社会は緊張し、いろいろな事態が生じることが想定され、あらかじめ決めておいたとおりにはいかないことが考えられる。このため、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。
- ・ さらに、医療機関、事業者等においても、行動計画等を踏まえ、事前の準備を早急に進め、業務継続計画やマニュアル等を定めるなどして、発生時にはそれぞれが

適切に対応していくことが必要である。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など医療対応以外の感染対策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行うことが必要である。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、すべての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを市民に呼びかけることも必要である。

また、新型インフルエンザ等の発生時に市民、事業所等が冷静に対応することが重要であることから、市民、事業所等に対して、新型インフルエンザ等に関する正しい知識、事前準備、発生時の対応等について周知していくことが重要である。

### 3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

新型インフルエンザ等発生に備え、また発生した時に、特措法その他の法令、政府行動計画、県行動計画及び市行動計画又は業務計画に基づき、国、県、指定（地方）公共機関等と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

#### （１）基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、県の実施する医療関係者への医療等の実施の要請等、不要不急の外出の自粛要請、学校、興行場等の使用制限等の要請等の周知を行う場合、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

#### （２）危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であるなど状況によっては、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講じないこともあり得ることに留意する。

#### （３）関係機関相互の連携協力の確保

市長を本部長とする岡崎市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）は、内閣総理大臣を本部長とする新型インフルエンザ等対策本部（以下、「政府対策本部」という。）、知事を本部長とする愛知県新型インフルエンザ等対策本部（以下、「県対策本部」という。）と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

また、市対策本部長は県対策本部長に対して、必要がある場合には、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

#### （４）記録の作成・保存

新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施にかかる記録を作成し、保存、公表する。

## 4 新型インフルエンザ等発生時の被害想定について

### (1) 患者等の発生想定

新型インフルエンザは、発熱、咳といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推定されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致死率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。

市行動計画の策定に当たって有効な対策を考える上で、被害想定として、患者数等の流行規模に関する数値を置くが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態も下回る事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要であり、新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右されるものであって、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。

政府行動計画においては、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に、一つの例として次のように想定している。

- 医療機関を受診する患者数（人口の 25% がり患すると想定）  
約 75 万人～約 145 万人
- 入院患者数及び死亡者数（上限）
  - ・ 病原性が中程度の場合 入院患者数 約 3 万 1 千人  
( 1 日最大入院患者数 約 6 千人 )( 流行発生から 5 週目 )  
死亡者数 約 1 万人
  - ・ 病原性が重度の場合 入院患者数 約 11 万 6 千人  
( 1 日最大入院患者数 約 2 万 3 千人 )  
死亡者数 約 3 万 7 千人

- ・ これらの推計の基となる国の想定は、医療機関を受診する患者数については、米国疾病予防管理センターの推計モデルを用いており、入院患者及び死亡者数については、アジアインフルエンザ等のデータを参考に中程度の致死率を 0.53%、スペインインフルエンザのデータを参考に重度の致死率を 2.0% として推計している。
- ・ また、この推定では新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）現在の我が国の医療体制、衛生状況等を一切考慮していないことに留意する必要がある。
- ・ 国の被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、引き続き最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて見直しを行うこととされている。

- ・ なお、新感染症については、被害を想定することは困難であるが、新感染症の中で、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく、国家の危機管理として対応する必要がある、併せて特措法の対象とされている。そのため、新型インフルエンザの発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討・実施することとなる。このため、今までの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染対策も念頭に置く必要がある。

上記の推計を本市の人口（令和３年２月現在の人口約 38.6 万人は全国約 1 億 2,562 万人の 0.31％）に当てはめることで、一つの例として次のように本市の被害を想定した。

|                                 |                                  |
|---------------------------------|----------------------------------|
| ○ 医療機関を受診する患者数（人口の 25％が罹患すると想定） |                                  |
|                                 | 約 4.0 万人～約 7.8 万人                |
| ○ 入院患者数及び死亡者数（上限）               |                                  |
| ・ 病原性が中程度の場合                    | 入院患者数 約 1,600 人                  |
|                                 | （１日最大入院患者数 約 300 人）（流行発生から 5 週目） |
|                                 | 死亡者数 約 500 人                     |
| ・ 病原性が重度の場合                     | 入院患者数 約 6,200 人                  |
|                                 | （１日最大入院患者数 約 1,200 人）            |
|                                 | 死亡者数 約 2,000 人                   |

## （２）新型インフルエンザ等発生時の社会への影響

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、以下のような影響が一つの例として想定される。

- ・ 市民の 25％が、流行期間（約 8 週間）に罹患する。罹患した従業員の大部分は、欠勤後 1 週間から 10 日程度で治癒し（免疫を得て）職場に復帰する。
- ・ 平成 21 年（2009 年）に発生した新型インフルエンザ（A/H1N1）のピーク時に医療機関を受診した者は、国民の約 1％と推定されていることから、ピーク時（約 2 週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって 5％程度と考えられる。さらに、従業員自身の罹患のほか、家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時には従業員の最大 40％程度が欠勤するケースが想定される。

## 5 対策推進のための役割分担

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ( 1 ) 国                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| <p>国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。</p> <p>国は、新型インフルエンザ等の発生時には、「政府対策本部」の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 医薬品の調査・研究の推進</li><li>・ 諸外国との国際的な連携の確保</li></ul>                                                                                                                                                                                                                                          |
| ( 2 ) 地方公共団体                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| <p>地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生したときは、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。</p> <p>【県】</p> <p>県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、国が示す基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に關し的確に判断し対応する。</p> <p>【市町村】</p> <p>市町村は、住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。</p> <p>なお、保健所を設置する市については、感染症法においては、地域医療体制の確保やまん延防止に関し、県に準じた役割を果たすことが求められ、県と保健所を設置する市（以下「県等」という。）は、地域における医療体制の確保等に関する協議を行い、発生前から連携を図っておく。</p> |
| ( 3 ) 医療機関                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| <p>新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等の準備を、県等とともに推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定を進めることが重要である。</p> <p>医療機関は、診療継続計画に基づき、発生状況に応じて地域の医療機関が連携し</p>                                                                                                                                                                                                                                                              |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>て新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| <p>( 4 ) 指定 ( 地方 ) 公共機関</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| <p>指定 ( 地方 ) 公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。</p> <p>指定公共機関</p> <p>特措法第 2 条第 6 号に基づき、独立行政法人等の公共的機関及び医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気等の供給、輸送その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるもの。</p> <p>指定地方公共機関</p> <p>特措法第 2 条第 7 号に基づき、都道府県の区域において医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気等の供給、輸送その他の公益的事業を営む法人、地方道路会社等の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人のうち、政令で定める指定公共機関以外のもので、あらかじめ当該法人の意見を聴いて都道府県知事が指定するもの。</p> |
| <p>( 5 ) 登録事業者</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| <p>特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民救済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の市民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要である。</p> <p>新型インフルエンザ等の発生時には、事業継続計画を実行し、その活動を継続するよう努める。</p> <p>登録事業者</p> <p>特措法第 28 条第 1 項第 1 号に基づき、医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の登録を受けているもの。</p>                 |
| <p>( 6 ) 一般の事業者</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| <p>事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。</p> <p>市民の生命及び健康に著しく重大な被害を及ぼすおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。</p> <p>特に不特定多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。</p>                                                                                                                                                                             |
| <p>( 7 ) 個人</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| <p>新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエン</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                            |

ザにおいても行っている、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生状況や実施されている対策等についての情報を収集して、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

## 6 行動計画の主要6項目

本市における行動計画は、(1)実施体制、(2)サーベイランス(発生動向の調査)・情報収集、(3)情報提供・共有、(4)予防・まん延防止、(5)医療、(6)市民生活・経済活動の安定の確保の6項目に分けて策定する。各項目の対策については、発生段階ごとに記述するが、横断的な留意点等については以下のとおりである。

### (1) 実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の市民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあることから、国、地方公共団体、事業者が相互に連携を図り、一体となった取組を行うことが求められる。

新型インフルエンザ等が発生する前においては、事前準備の進捗を確認し、関係部局間等の連携を確保しながら、全庁一体となった取組みを推進する。さらに、関係部局においては、国、地方公共団体、事業者との連携を強化し、発生時に備えた準備を進める。

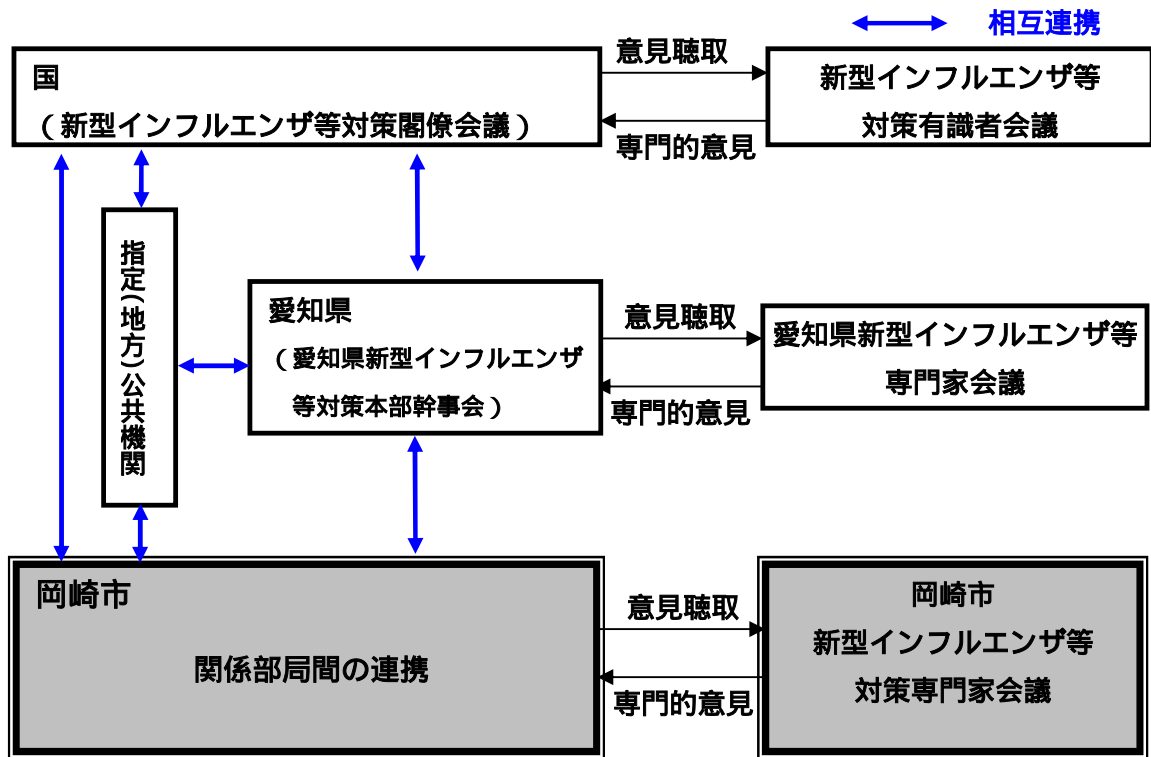
新型インフルエンザ等が海外で発生した場合は、「岡崎市危機管理指針」に基づく岡崎市危機管理対策本部(以下、「市危機管理対策本部」という。)を必要に応じて設置し、対策を開始する。

また、国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあると認められ、政府対策本部長が特措法に基づく新型インフルエンザ等緊急事態宣言(以下、「緊急事態宣言」という。)を行った場合は、速やかに市長及び全部局を構成員とする市対策本部及び岡崎市新型インフルエンザ等対策本部幹事会(以下、「市対策本部幹事会」という。)を設置する。市対策本部は、政府対策本部が示す基本的対処方針を確認し、必要な対策を実施する。

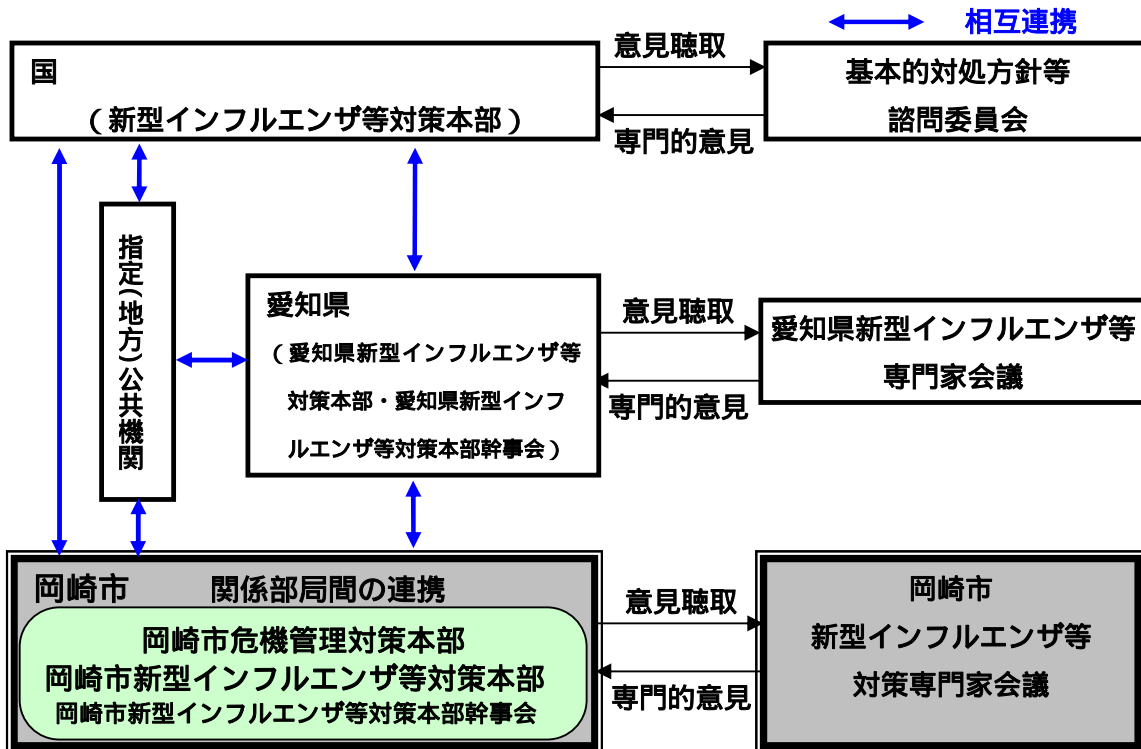
なお、市危機管理対策本部は、緊急事態宣言が行われた場合に、市対策本部に移行することとする。

実施する新型インフルエンザ等対策が、医学・公衆衛生学の観点からの合理性を確保するため、行動計画の作成や発生時等には、(一社)岡崎市医師会、(一社)岡崎薬剤師会、医療機関等の関係者からなる「岡崎市新型インフルエンザ等対策専門家会議」の意見を適宜適切に聴取する必要がある。

### 実施体制（発生前）



### 実施体制（発生後）



緊急事態宣言が行われた場合、岡崎市危機管理対策本部は岡崎市新型インフルエンザ等対策本部に移行、及び岡崎市新型インフルエンザ等対策本部幹事会を設置。

## ( 2 ) サーベイランス ( 発生動向の調査 ) ・ 情報収集

新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するためには、いずれの段階においても、国と連携を図りつつ、サーベイランス等により新型インフルエンザ等の患者発生等の情報を収集し、必要な判断につなげること、また、サーベイランスの結果を関係者に迅速かつ定期的に還元、必要に応じて公表することにより、効果的な対策に結びつけることが重要である。

なお、未知の感染症である新感染症に対するサーベイランスは現時点ではできないため、本項目では新型インフルエンザに限って記載するが、新感染症が発生した場合は、国が定める症例定義や診断方法を周知し、市内のサーベイランス体制を構築する。

海外で新型インフルエンザが発生した段階から国内の患者数が少ない段階までは、情報が限られており、国と連携して、患者の全数把握等のサーベイランス体制の強化を図り、患者の臨床像等の特徴を把握するため、積極的な情報収集を行う。

県内の患者数が増加し、患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなり、県が、県内感染期に入ったことを宣言した場合は、患者の全数把握を中止し、入院患者及び死亡者に限定した情報収集に切り替える。

サーベイランスにより把握された流行の開始時期や規模等の情報（国から還元されたものを含む。）は、県による発生段階の移行に伴う医療体制の変更の判断等に活用される。また、流行する病原体の性状（インフルエンザウイルスの亜型や薬剤耐性等）に関する情報や、死亡者を含む重症者の状況に関する情報は、医療機関に提供し診療に役立てる。また、国が行う鳥類、豚におけるインフルエンザウイルスのサーベイランスについての情報を収集し、これらの動物の間での発生動向を把握する。

## ( 3 ) 情報提供 ・ 共有

### ア 情報提供 ・ 共有の目的

国全体の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、県、市町村、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、対策の全ての段階、分野において、国、県、市町村、医療機関、事業者、個人の間でのコミュニケーションが必須である。コミュニケーションは双方向性のものであり、一方向性の情報提供だけでなく、情報共有も含むことに留意する。

### イ 情報提供手段の確保

市民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であるため、市ホームページの活用やマスメディアの協力を得るなど多様な情報提供手段を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

#### ウ 発生前における市民等への情報提供

発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、発生前においても、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを市民のほか、医療機関、事業者等に情報提供する。こうした適切な情報提供を通し、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関し周知を図り、理解を得ることにより、発生時における市民の適切な行動につながる。特に児童、生徒等に対しては、学校では集団感染が発生するなど地域における感染拡大の起点となりやすいことから、保健部や教育委員会等は連携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していくことが必要である。

また、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること（感染したことについて、患者やその関係者には責任はないこと）、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ることも重要である。

#### エ 発生時における市民等への情報提供及び共有

##### （ア）発生時の情報提供について

新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、市内外の発生状況、対策の実施状況等について、患者等の人権に配慮しつつ、わかりやすい情報提供に努める。

市民への情報提供に当たっては、個人情報の保護と公益性に十分配慮して伝えることが重要である。また、誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する必要がある。

特に、県及び県内の保健所を設置する市（名古屋市、豊橋市、豊田市及び一宮市）（一社）岡崎市医師会、（一社）岡崎薬剤師会その他対策を行う関係機関等とは、迅速な情報の共有に努め、情報提供の際には緊密な連携を図る。また、迅速かつ正確な情報共有のための手段として、インターネット等を活用することも配慮する。さらに、市内の発生状況や対策の実施状況等に関する情報については、国との共有に最大限の注意を払う必要がある。

##### （イ）市民の情報収集の利便性向上

市民が情報収集する際の利便性向上のため、関係部局の情報などを、必要に応じて集約し、総覧できるサイトを開設する。

#### オ 情報提供体制

情報提供に当たっては、提供する情報の内容について関係部局で調整し、統一を図ることに注意する。

さらに、コミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、必要に応じ、

市民の不安等に応えるための手段を講じるとともに、常に発信した情報に対する情報の受取手の反応などを分析し、次の情報提供に活かしていくこととする。

#### (4) 予防・まん延防止

##### ア 予防・まん延防止の目的

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収めることにつながる。

まん延防止対策として、個人対策や地域対策、職場対策、予防接種などの複数の対策を組み合わせで行う。個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策を決定若しくは実施している対策の縮小・中止を行う。

##### イ 主なまん延防止対策について

県内における発生の初期の段階から、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力の要請（健康観察、外出自粛の要請等）等の感染症法に基づく措置を行うとともに、個人における対策については、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。

地域対策・職場対策については、国内における発生の初期の段階から、個人における対策のほか、職場における感染対策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。

また、新型インフルエンザ等緊急事態において、県が必要に応じて不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限の要請等を行った場合には、市民及び事業者等へ迅速に周知徹底を図る。

そのほか、海外で発生した際には、国において、入国者の検疫強化、検疫飛行場及び検疫港の集約化等の水際対策が行われるが、本市は、検疫所からの依頼に基づき、発生国からの帰国者の健康観察を実施する。健康観察の結果、発熱等健康状態に異常を確認した場合には、医療機関への入院、接触者の調査等必要な措置を迅速に講じる。

##### ウ 予防接種

危機管理自体における「特定接種」と、「住民接種」の二つの予防接種全体の実施の在り方については、国は発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係

る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、その際の医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じて政府対策本部において総合的に判断し、決定する。

県は、予防接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対して必要な協力を要請又は指示（以下「要請等」という。）する。

#### （ア）ワクチン

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内に収めるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある

なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

特定接種については、備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば、備蓄ワクチンを用いることとなるが、発生した新型インフルエンザ等がH5N1以外の感染症であった場合や亜型がH5N1の新型インフルエンザであっても備蓄しているプレパンデミックワクチンの有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いることとなる。

#### （イ）特定接種

##### a 特定接種の対象者の考え方

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。特定接種の対象となり得る者は、

「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当するものに限る。）

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員である。

特定接種については、基本的には住民接種よりも先に開始されるものである

ことを踏まえれば、特定接種の対象となり得る者に関する基準を決定するに当たっては、国民の十分な理解が得られるように、特措法上高い公益性・公共性が認められるものでなければならない。

このうち「国民生活及び国民経済の安定に寄与する事業を行う事業者」について、特措法上の公益性・公共性が認められるのは、国及び地方公共団体と同様の新型インフルエンザ等対策実施上の責務を担う指定（地方）公共機関制度であり、この制度を中心として特定接種の対象業務を定める。具体的には、指定（地方）公共機関に指定されている事業者、これと同類の事業ないし同類と評価され得る社会インフラに関わる事業者、また、国民の生命に重大な影響があるものとして介護・福祉事業者が該当する。

また、この指定公共機関制度による考え方には該当しないが、特例的には国民生活の維持に必要な食料供給維持等の観点から、食料製造・小売事業者などが特定接種の対象となり得る登録事業者として追加される。

国は、この基本的考え方を踏まえ、政府行動計画（別添）「特定接種の対象となり得る業種・職務について」を示している。

特定接種を実施するに当たっては、新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準として、医療関係者、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員、指定公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護・福祉事業者を含む。）それ以外の事業者の順とすることを基本とする。

事前に上記のような基本的な考え方を整理しておくが、危機管理においては状況に応じた柔軟な対応が必要であるから、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、更に、その際の社会状況等を総合的に政府対策本部において判断し、基本的対処方針により、接種抜粋、対象、接種順位、その他の関連事項を決定される。

#### b 特定接種の接種体制

登録事業者のうち特定接種対象となり得る者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員については、国を実施主体として、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する県又は市町村を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなる。本市職員等については、本市が実施主体となるため、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図っておく。

なお、登録事業者のうち「国民生活・国民経済安定分野」の事業者については、事業者自らが接種体制を整えることが求められている。

## (ウ) 住民接種

### a 住民接種の接種順位の考え方

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして住民に対する予防接種の枠組ができたことから、緊急事態宣言が行われている場合については、特措法第 46 条に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行うこととなる。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第 6 条第 3 項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行うこととなる。

住民接種の接種順位については、以下の 4 つの群に分類するとともに、状況に応じた接種順位とすることを基本とする。事前に下記のような基本的な考え方を整理しておくが、緊急事態宣言がなされている事態においては柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて決定される。

まず、特定接種対象者以外の接種対象者については、国の規準により、以下の 4 群に分類することを基本とする。

医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者

- ・基礎疾患を有する者
- ・妊婦

小児（1 歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む

成人・若年者

高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65 歳以上の者）

接種順位については、新型インフルエンザ等による重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方のほか、緊急事態宣言がなされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する（特措法第 46 条第 2 項）と、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方も踏まえ、基本的対処方針等諮問委員会に諮った上で、政府対策本部において決定される。（p 20、21 図参照）

### b 住民接種の接種体制

住民接種については、本市を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう、県の協力を得ながら、接種体制の構築を図る。

## ●重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方

(医学的ハイリスク者>成人・若年者>小児>高齢者の順で重症化しやすい場合)

| 接種順位 | 重症化しやすさ   |        |     |
|------|-----------|--------|-----|
| 1    | 医学的ハイリスク者 |        |     |
| 2    |           | 成人・若年者 |     |
| 3    |           | 小児     |     |
| 4    |           |        | 高齢者 |

(医学的ハイリスク者>高齢者>小児>成人・若年者の順で重症化しやすい場合)

| 接種順位 | 重症化しやすさ   |     |        |
|------|-----------|-----|--------|
| 1    | 医学的ハイリスク者 |     |        |
| 2    |           | 高齢者 |        |
| 3    |           | 小児  |        |
| 4    |           |     | 成人・若年者 |

(医学的ハイリスク者>小児>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすい場合)

| 接種順位 | 重症化しやすさ   |     |        |
|------|-----------|-----|--------|
| 1    | 医学的ハイリスク者 |     |        |
| 2    |           | 小児  |        |
| 3    |           | 高齢者 |        |
| 4    |           |     | 成人・若年者 |

## ●我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方

(高齢者より成人・若年者の方が重症化しやすい場合)

| 接種順位 | 重症化しやすさ   |  |     |
|------|-----------|--|-----|
| 1    | 小児        |  |     |
| 2    | 医学的ハイリスク者 |  |     |
| 3    | 成人・若年者    |  |     |
| 4    |           |  | 高齢者 |

(成人・若年者より高齢者の方が重症化しやすい場合)

| 接種順位 | 重症化しやすさ   |  |        |
|------|-----------|--|--------|
| 1    | 小児        |  |        |
| 2    | 医学的ハイリスク者 |  |        |
| 3    | 高齢者       |  |        |
| 4    |           |  | 成人・若年者 |

- 重症化、死亡を可能な限り抑えることに併せて、我が国の将来を守ることに重点を置く考え方

（高齢者より成人・若年者の方が重症化しやすい場合）

| 接種順位 | 重症化しやすさ   |     |
|------|-----------|-----|
| 1    | 医学的ハイリスク者 |     |
| 2    | 小児        |     |
| 3    | 成人・若年者    |     |
| 4    |           | 高齢者 |

（成人・若年者より高齢者の方が重症化しやすい場合）

| 接種順位 | 重症化しやすさ   |        |
|------|-----------|--------|
| 1    | 医学的ハイリスク者 |        |
| 2    | 小児        |        |
| 3    | 高齢者       |        |
| 4    |           | 成人・若年者 |

## （５）医療

### ア 医療の目的

新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的に急速にまん延し、また市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で、不可欠な要素であり、また、健康被害を最小限にとどめることは、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予測されるが、医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、地域において効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくことが重要である。特に、地域医療体制の整備に当たっては、新型インフルエンザ等発生時に医療提供を行うこととなる医療機関や特定接種の登録事業者となる医療機関を含め、医療提供を行う医療機関や医療従事者への具体的支援についての十分な検討や情報収集が必要である。

### イ 発生前における医療体制の整備

（一社）岡崎市医師会、（一社）岡崎歯科医師会、（一社）岡崎薬剤師会、市内の医療機関、本市保健所等の関係者からなる「岡崎市感染症対策協議会」を開催して、地域の実情に応じた新型インフルエンザ等発生時の医療体制の整備を推進する。

また、症例定義を踏まえた発生国からの帰国者や、国内患者の濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者を対象とした外来（以下「帰国者・接触者外来」という。）を設置する医療機関や公共施設等のリストを作成し設置の準備を行う。

さらに発生国からの帰国者や、国内患者の濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来を紹介するための相

談センター（以下「帰国者・接触者相談センター」という。）を本市保健所に設置する準備を進める。

#### ウ 発生時における医療体制の維持・確保

新型インフルエンザ等の国内での発生の早期には、医療の提供は、患者の治療とともに感染対策としても有効である可能性があることから、病原性が低いことが判明しない限り、原則として、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等患者等を感染症指定医療機関等（感染症指定医療機関及び本市が病床の確保を要請した医療機関（「協力医療機関」という。））に入院させる。また、発生した新型インフルエンザ等の診断及び治療に関する国からの情報については、医療機関等関係機関に迅速に周知する。

新型インフルエンザ等に感染している可能性がより高い、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者の診療のために、県内で新型インフルエンザ等が広がる前の段階までは、市内に帰国者・接触者外来を確保して診療を行う。

なお、新型インフルエンザ等の患者は帰国者・接触者外来を有しない医療機関を受診する可能性もあることを踏まえ、帰国者・接触者外来を有しない医療機関も含めて、医療機関内においては、新型インフルエンザ等に感染している可能性がある者とそれ以外の疾患の患者との接触を避ける工夫等を行い院内での感染拡大防止に努める。また、医療従事者は、マスク・ガウン等の個人防護具の使用や健康管理、ワクチンの接種を行い、十分な防御なく患者と接触した際には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。

また、帰国者・接触者相談センターを保健所に設置し、その周知を図る。

県内感染期（県内の患者数が増加し、患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態）に至ったときは、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替えるとともに、患者数が大幅に増加した場合にも対応できるよう、重症者は入院、軽症者は在宅医療に振り分ける。これらの医療提供体制については、新型インフルエンザ等発生時に混乱が起きないように、広く市民や医療関係者に周知することが重要である。また、事前に感染症指定医療機関以外の医療機関や臨時の医療施設等に患者を入院させることができるよう体制を整備しておく。

医療の分野での対策を推進するに当たっては、対策の現場である医療機関等との迅速な情報共有が必須であり、（一社）岡崎市医師会を始めとする医療関係団体等との連携を図ることが重要である。

#### エ 医療関係者に対する要請・指示、補償

県は、新型インフルエンザ等の患者等に対する医療の提供を行うため必要がある

と認めるときは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士及び歯科衛生士に対し、医療を行うよう要請等をする。

県は、国と連携して、要請等に応じて患者等に対する医療を行う医療関係者に対して、政令で定める基準に従い、その実費を弁償する。また、医療の提供の要請等に応じた医療関係者が、損害を被った場合には、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対して補償をする。

#### オ インフルエンザウイルス薬

県は、最新の諸外国における備蓄状況や医学的な知見等を踏まえ、国が示す備蓄目標量の抗インフルエンザウイルス薬を計画的に備蓄する。

県は、インフルエンザウイルス株によっては、現在、備蓄に占める割合が高いオセルタミビルリン酸塩（商品名：タミフル）に耐性を示す場合もあることから、抗インフルエンザウイルス薬耐性株の検出状況や臨床現場での使用状況等を踏まえ、引き続き、備蓄薬を追加・更新する際には、他の薬剤の備蓄割合を増やすことを検討する。

県は、不足することが予測された場合には、速やかに県が備蓄している抗インフルエンザウイルス薬を放出する。さらに不足が予測された場合には、国に対して国が備蓄している抗インフルエンザウイルス薬の放出を依頼する。

#### （６）市民生活及び経済活動の安定の確保

新型インフルエンザは、多くの市民が罹患し、地域での流行が約８週間程度続くと言われている。また、本人の罹患や家族の罹患等により、市民生活及び経済活動の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等発生時に、市民生活及び経済活動への影響を最小限とできるよう、国、県等、医療機関、指定地方公共機関及び登録事業者と連携を図り、特措法に基づき事前に十分準備を行い、一般の事業者においても事前の準備を行うことが重要である。

## 7 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階に応じて採るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

政府行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での発生、まん延を迎え、小康状態に至るまでを5つの発生段階に分類している。そして、国全体での発生段階の移行については、世界保健機関（WHO）の情報を参考にしつつ、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部が決定するとされている。

一方、地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ、医療提供や感染対策等について、柔軟に対応する必要があることから、地域における発生段階を定め、その移行については、県が必要に応じて国と協議の上で判断する。

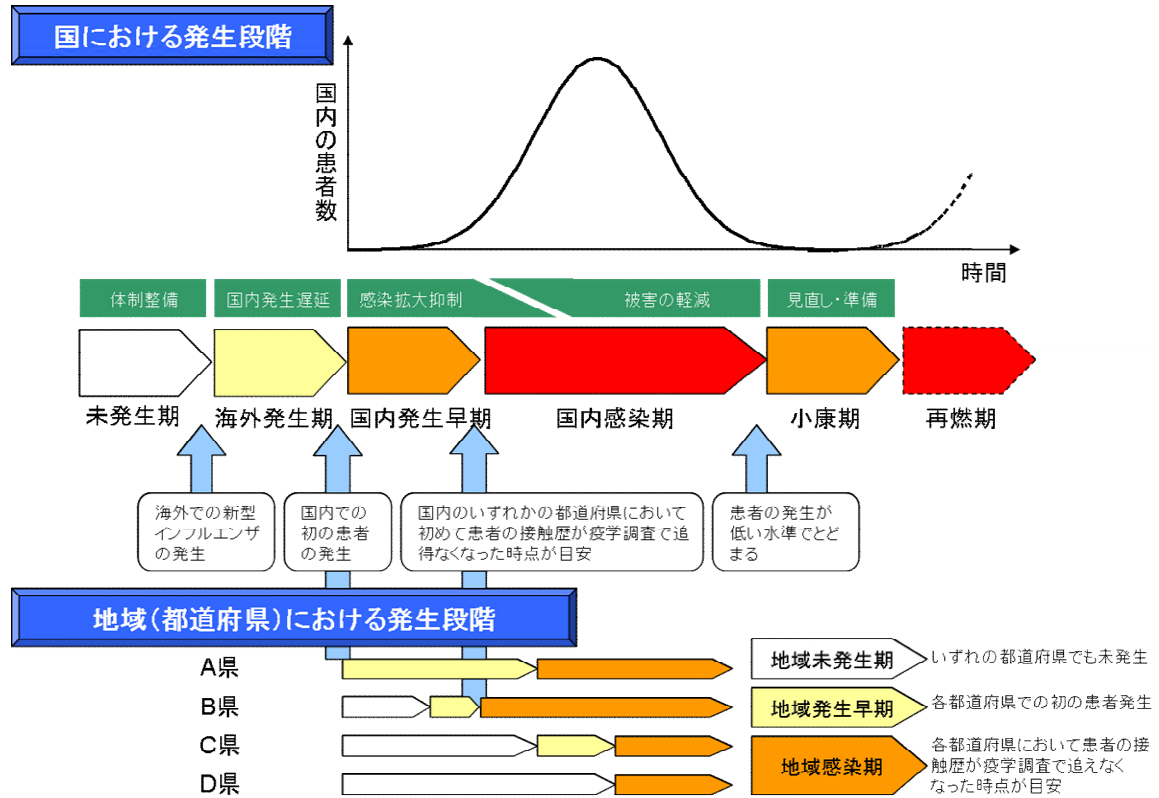
国、県、市町村、関係機関等は、行動計画等で定められた対策を段階に応じて実施することとなる。

なお、段階の期間は極めて短くなる可能性があり、また、必ずしも、順を追って進行するとは限らないこと、さらには、緊急事態宣言がされた場合には、対策の内容も変化するという事に留意が必要である。

| 政府行動計画                                                              | 県行動計画・市行動計画                                                       |
|---------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|
| （未発生期）<br>新型インフルエンザ等が発生していない状態                                      |                                                                   |
| （海外発生期）<br>海外で新型インフルエンザ等が発生した状態                                     |                                                                   |
| （国内発生早期）<br>国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態 | （県内未発生期）<br>県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態                            |
|                                                                     | （県内発生早期）<br>県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、患者の接触歴を疫学調査で追える状態等           |
| （国内感染期）<br>国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態           | （県内感染期）<br>県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態等<br>感染拡大～まん延～患者の減少 |
| （小康期）<br>新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態                        |                                                                   |

< 国及び地域（都道府県）における発生段階 >

地域での発生状況は様々であり、地域未発生期から地域発生早期、地域発生早期から地域感染期への移行は、都道府県を単位として判断



## 各発生段階における対策

以下、発生段階ごとに、目的、対策の考え方、主要 6 項目の個別の対策を記載する。

新型インフルエンザ等が発生した場合、国は政府行動計画に基づき「基本的対処方針」を作成することとなっており、個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないことや、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に実施する。

対策の実施や縮小・中止時期の判断については、国及び県の方針に沿ったものとするとともに、市内の状況及び必要に応じて周辺地域の状況も勘案して行うこととする。

| 1 未発生期                                                                                                                                                                |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>発生状況</p> <p>1) 新型インフルエンザ等が発生していない状態。</p> <p>2) 海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。</p>                                           |
| <p>目的</p> <p>1) 発生に備えて体制の整備を行う。</p> <p>2) 国、県等と緊密に連携するとともに、サーベイランスの実施を通じて、早期に情報確認に努める。</p>                                                                            |
| <p>対策の考え方</p> <p>1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、市行動計画等を踏まえ、国、県等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施等、事前の準備を推進する。</p> <p>2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民への継続的な情報提供を行う。</p> |

### (1) 実施体制

#### ア 市行動計画等の策定

特措法の規定に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備えた市行動計画及び業務継続計画の策定を行い、必要に応じて見直していく。【全部局】

#### イ 体制の整備及び国・県等との連携強化

必要に応じて岡崎市新型インフルエンザ等対策専門家会議を開催し、市内における新型インフルエンザ等対策の方針について意見を聴取する。【保健部、(市民病院)】

新型インフルエンザ等の発生に備え、各部局において、必要に応じて具体的な対応を定めたマニュアル等を作成する。【保健部、関係部局】

国・県等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認を行い、具体的な想定に基づく訓練の実施に努める。【保健部、関係部局】

国が実施する研修会等への参加、関係機関等への研修派遣等を行い、人材育成を図るとともに、必要に応じて関係機関向けに研修等を行うことで連携を図る。【保健部、関係部局】

#### ウ 疑い例発生時の体制

海外にて新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合には、情報の集約・共有・分析を行うとともに、政府の初動対処方針を確認し、必要な対策を講じる。【保健部、関係部局】

### (2) サーベイランス（発生動向の調査）・情報収集

#### ア 情報収集

国等からの新型インフルエンザ等に関する情報を収集する。【保健部】

鳥類、豚が保有するインフルエンザウイルスの情報収集に努め、関係部局の連携の下、情報の共有・集約化を図る。【経済振興部、教育委員会、保健部】

#### イ 通常のサーベイランス

人で毎年冬季に流行する季節性インフルエンザについて、以下の調査を実施する。

##### (ア) 感染症発生動向調査

感染症法に基づき、市内 11 施設の医療機関（インフルエンザ定点）における患者の発生動向を週ごとに把握する。＜インフルエンザ定点調査＞【保健部、（市民病院）】

##### (イ) 入院サーベイランス

感染症法に基づき、市内 1 施設の医療機関（基幹定点）におけるインフルエンザによる入院患者の発生動向を週ごとに把握する。【保健部】

##### (ウ) 病原体サーベイランス

インフルエンザ定点のうち 2 施設から、検体の提供を受け、ウイルスの分離や亜型の検査等を愛知県衛生研究所に依頼して行う。【保健部、（市民病院）】

##### (エ) インフルエンザ様疾患発生報告

学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学校閉鎖等）を調査し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知する。＜学校サーベイランス＞【こども部、教育委員会、保健部】

### ( 3 ) 情報提供・共有

#### ア 継続的な情報提供

新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、市ホームページ等を利用して、継続的に分かりやすい情報提供を行う。【保健部】

マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染予防策の普及を図る。【保健部】

#### イ 体制整備

国が行う都道府県等とメールや電話等を利用して緊急に情報を提供できるシステムの構築に協力する。【保健部】

新型インフルエンザ等の発生段階ごとの市民への情報提供内容や媒体の検討を行う。【総合政策部、保健部】

情報提供に利用可能な媒体・機関について整理する。【総合政策部、保健部】

- ・市広報、記者発表、マスメディア

- ・市ホームページ、ソーシャルネットワークサービス（SNS）

新型インフルエンザ等発生時に他の公衆衛生業務に支障を来さぬよう、市民からの一般的な問い合わせに対応する相談窓口を保健所に設置するための準備を進める。【保健部】

### ( 4 ) 予防・まん延防止

#### ア 対策実施のための準備

##### (ア) 個人レベルでの対策の普及

本市、学校及び市内事業者は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、新型インフルエンザ等の発生段階に応じた対応について理解促進を図る。【こども部、教育委員会、保健部】

県が実施する新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出の自粛要請の感染対策についての理解促進に、必要に応じて協力する。【保健部】

##### (イ) 地域対策・職場対策の周知

新型インフルエンザ等発生時に実施され得る個人における対策のほか、職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策について周知する。

【保健部】

#### イ 予防接種

##### (ア) 特定接種対象となる事業者の登録

国の要請を受け、基準に該当する事業者の登録事務のうち、国が示す登録実施要領に従い、周知及び登録申請の受付について協力する。【保健部】

(イ) 接種体制の構築

a 特定接種

特定接種の対象となり得る本市職員に対し、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう接種体制を構築する。【総務部、保健部】

b 住民接種

県の協力を得て、特措法第 46 条又は予防接種法第 6 条第 3 項に基づき、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種できる体制を構築する。【保健部】

国及び県の技術的な支援を得て、円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、居住する市町村以外の市町村における接種を可能にするよう努める。【保健部】

国が示す接種体制の具体的なモデルを踏まえ、速やかに接種することができるよう、(一社)岡崎市医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努める。【福祉部、こども部、教育委員会、保健部】

(ウ) 情報提供

新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や供給体制、接種体制、接種対象者や優先順位のあり方といった基本的な情報について市民に提供し、理解促進を図る。【保健部】

(5) 医療

ア 地域医療体制の整備

(一社)岡崎市医師会、(一社)岡崎歯科医師会、(一社)岡崎薬剤師会、市内の医療機関、本市保健所等の関係者からなる「岡崎市感染症対策協議会」を開催して、地域の実情に応じた新型インフルエンザ等発生時の医療体制の整備を推進する。【保健部、(市民病院)】

帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来の設置の準備や、感染症指定医療機関等での入院患者の受入準備を進める。また、一般の医療機関においても、新型インフルエンザ等患者を診療する場合に備えて、個人防護具の準備などの院内感染対策等を進めるよう要請する。【保健部、(市民病院)】

イ 県内感染期に備えた医療の確保

以下の点に留意して、県内感染期に備えた医療の確保に取り組む。

市内全ての医療機関に対して、医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画の作成を要請し、その作成の支援に努める。【保健部、(市民病院)】

感染症指定医療機関のほか、公的医療機関等で入院患者を優先的に受け入れるよ

う要請する。【保健部】

県が行う、入院治療が必要な新型インフルエンザ等患者が増加した場合の医療機関における使用可能な病床数（定員超過入院を含む。）等の把握について協力する。

【保健部】

入院治療が必要な新型インフルエンザ等の患者が増加し、医療機関の収容能力を超えた場合に備え、臨時の医療施設等で医療を提供することについて検討を行う。

【保健部】

地域の医療機能維持の観点から、がん医療や透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を継続するため、必要に応じて新型インフルエンザの初診患者の診療を原則として行わないこととする医療機関の設定を検討する。【保健部】

社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討する。【福祉部、こども部、保健部】

国の要請を受け、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。【消防本部】

#### ウ 手引き等の周知、研修

国が作成した診断、トリアージを含む治療方針、院内感染対策、患者の移送等に関する手引き等を、（一社）岡崎市医師会を通じるなどして医療機関に周知する。なお、手引き等の変更が行われた場合は、速やかに医療機関に周知する。【保健部】

国が行う医療関係者等に対する研修や訓練の開催に協力するとともに、医療関係者等に対して、積極的な参加を要請する。【保健部】

#### エ 医療資器材の整備

国の要請を受け、医療機関における必要な医療資器材（個人防護具、人工呼吸器、簡易陰圧装置等）県内感染期の増床の余地に関して調査を行い、確保に努める。【市民病院、保健部】

#### オ 医療機関等への情報提供体制の整備

国が行う、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供するための体制の整備に協力する。【保健部】

### （６）市民生活及び経済活動の安定の確保

#### ア 新型インフルエンザ等発生時の要支援者への生活支援

県の支援を得て、県内感染期における高齢者、障がい者等の要支援者への支援、搬送、死亡時の対応等について、要支援者の把握とともにその具体的手続きを決めておく。【福祉部、保健部】

イ 火葬能力等の把握

国及び県等と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。【総合政策部、保健部】

ウ 物資及び資材の備蓄等

特措法第 10 条に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄し、又は施設及び設備を整備する。【保健部、関係部局】

| 2 海外発生期                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>発生状況</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。</li> <li>2) 国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。</li> <li>3) 海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。</li> </ol>                                                                                                                                                                                  |
| <p>目的</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 市内発生に備えて体制の整備を行う。</li> </ol>                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| <p>対策の考え方</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報が無い可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。</li> <li>2) 国等と緊密な連携のもと、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関して積極的な情報収集に努める。</li> <li>3) 国の指示等に従って、市内のサーベイランス・情報収集体制を強化する。</li> <li>4) 国からの情報提供等を受けて、市内発生に備えた医療機関への情報提供体制の整備、診療体制の確立、市民生活及び経済活動の安定のための準備、プレパンデミックワクチンの接種等、体制整備を急ぐ。</li> </ol> |

### (1) 実施体制

#### ア 体制の強化

厚生労働大臣が、新型インフルエンザ等が発生した旨を公表し、政府対策本部を設置した場合には、必要に応じ、市危機管理対策本部を設置し、政府対策本部が示す海外発生期の基本的対処方針を確認して、必要な対策を講じる。【総合政策部、保健部、関係部局】

必要に応じて岡崎市新型インフルエンザ等対策専門家会議を開催し、市内における新型インフルエンザ等対策の方針について意見を聴取する。【保健部、(市民病院)】

海外で発生した新型インフルエンザ等により患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザと同等程度以下と国において判断された場合には、感染症法等に基づく各種対策を実施する。【保健部】

### (2) サーベイランス(発生動向の調査)・情報収集

#### ア 情報収集

国等から新型インフルエンザ等に関する情報を収集する。【保健部】

引き続き、鳥類、豚が保有するインフルエンザウイルスの情報収集に努め、関係部局の連携の下、情報の共有・集約化を図る。【経済振興部、教育委員会、保健部】

イ サーベイランスの強化等

インフルエンザに関する通常のサーベイランスを引き続き実施する。【保健部】

国の方針に従って、新型インフルエンザ等患者（疑い患者を含む。）の全数把握を開始する。【保健部】

感染拡大を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。【こども部、教育委員会、保健部】

( 3 ) 情報提供・共有

ア 情報提供

海外の発生状況、現在の対策、県内発生した場合に必要な対策等を、関係部局のホームページ等の複数の媒体、機関を活用し、詳細にわかりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、市民への注意喚起を行う。【総合政策部、保健部、関係部局】

イ 情報共有

国のシステムを利用し、国・県等や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報提供を行う。【保健部】

情報収集に努め、得られた情報については速やかに関係機関等との共有を図る。【保健部】

ウ 相談窓口の設置

国の要請を受け、市民からの一般的な問い合わせに対応する相談窓口を保健所に設置し、適切な情報提供に努める。【保健部】

国から発出されるQ & A等により適切な情報提供を行う。【保健部】

( 4 ) 予防・まん延防止

ア 市内でのまん延防止対策の準備

県等と連携し、市内における新型インフルエンザ等患者の発生に備え、感染症法に基づき、患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）などの準備を進める。また、検疫所から提供される入国者等に関する情報を有効に活用する。【保健部】

県が県内発生早期に県民・事業者等に対して必要に応じて要請する、外出自粛及び学校等の施設の使用制限並びに事業継続に不可欠な重要業務以外の業務の縮小等について準備を進めるように周知することに、協力する。【こども部、教育委員会、保健部、関係部局】

イ 海外渡航者等への対応

県からの通知を受け、発生国へ留学等している在籍者に感染対策を周知徹底等するよう指導する。【教育委員会】

ウ 水際対策

検疫所から新型インフルエンザ等に感染している可能性がある者の同乗者及び発生国からの入国者について、感染症法に基づき通知があった場合には、必要な健康監視を行う。【保健部】

健康監視中に健康状態に異状を生じた者を確認したときには、直ちに国に報告するとともに、帰国者・接触者外来等への受診を勧奨する。【保健部】

エ 予防接種

(ア) 接種体制

a 特定接種

国と連携して、市職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。【総務部、保健部】

b 住民接種

県の支援を得て、具体的な接種体制の構築の準備を進める。【保健部】

(イ) 情報提供

国が行う、ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制などに関する情報の提供に協力する。【保健部】

(ウ) モニタリング

プレパンデミックワクチン及びパンデミックワクチンの接種の開始に伴い、国が実施する接種実施モニタリングについて、必要な協力を行う。【保健部】

(5) 医療

ア 新型インフルエンザ等に対する症例定義

国が定める症例定義について、その設定時及び変更時に、関係団体を通じるなどして、医療機関等に対して、遅滞なく、また確実にその内容を周知する。【保健部】

イ 医療体制の整備

国の要請を受け、発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者を受け入れる医療機関に対して、帰国者・接触者外来の設置を要請する。【保健部、(市民病院)】

国の要請を受け、帰国者・接触者外来以外の医療機関を新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性もあるため、(一社)岡崎市医師会等の協力を得て、院内感染

対策を講じた上で、診療体制を整備するよう要請する。【保健部】

国の要請を受け、帰国者・接触者外来を有する医療機関等に対し、症例定義を踏まえた新型インフルエンザ等の患者（疑似症患者を含む。）と判断された場合には、直ちに保健所に連絡するよう要請する。【保健部、（市民病院）】

国の要請を受け、新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者の検体の提供を受けた際は、愛知県衛生研究所において型等の同定を行い、国立感染症研究所で確認する。【保健部】

国の要請を受け、医療機関等に対し、県が備蓄している抗インフルエンザウイルス薬を活用して、患者の同居者、医療従事者又は救急隊員等に、必要に応じ、予防投与を実施するよう要請する。【保健部、（市民病院）】

#### ウ 帰国者・接触者相談センターの設置

国の要請を受け、保健所に帰国者・接触者相談センターを設置するとともに、一般の相談窓口と役割分担を明確にするため、当センターの相談対象は発生国からの帰国者・患者の接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センターを通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう、事前に広報等で市民に広く周知する。また、相談件数が急増する場合に備えて、一般の相談窓口で対応可能な相談内容については、事前に調整を行い、当センターの負担軽減を図る。【保健部】

#### エ 医療機関等への情報提供

国が行う、医療機関及び医療従事者に対する新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等の提供に協力する。【保健部】

#### オ 救急隊員の感染防止対策

県の要請を受け、感染防護具の確認等を行う。【消防本部】

#### カ 感染性廃棄物の適正処理等

感染性廃棄物の適正な処理と作業中の感染防止について、廃棄物処理業者に対して、周知・指導を行う。【環境部】

### ( 6 ) 市民生活及び経済活動の安定の確保

#### ア 事業者の対応

国が事業者に要請する、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染対策の実施について、必要に応じ、関係団体を通じるなどして、事業者に周知する。【保健部】

イ 遺体の火葬・安置

県の実情を受け、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置する施設等を確保できるよう準備を進める。【市民安全部、保健部】

### 3 県内未発生期（国内発生早期以降）

#### 発生状況

- 1) 国内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態。
- 2) 国内では、国内発生早期又は国内感染期にある。  
(国内発生早期)
  - ・ 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。
  - ・ 国内でも、地域によって状況が異なる可能性がある。
- (国内感染期)
  - ・ 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。
  - ・ 国内でも、地域によって状況が異なる可能性がある。

#### 目的

- 1) 市内発生の早期発見に努める。
- 2) 市内発生に備えて体制の整備を行う。

#### 対策の考え方

- 1) 市内発生に備え、原則として、海外発生期の対策を継続する。
- 2) 国内発生、流行の拡大に伴って、国が定める方針等について、必要な対応を行う。

#### (1) 実施体制

##### ア 体制の強化

国内発生早期又は国内感染期において政府対策本部が示す対策の基本的対処方針を踏まえ、必要に応じ、市危機管理対策本部を設置し、県内発生早期の対策を確認する。【総合政策部、保健部、関係部局】

必要に応じて岡崎市新型インフルエンザ等対策専門家会議を開催し、市内における新型インフルエンザ等対策の方針について意見を聴取する。【保健部、(市民病院)】

#### <緊急事態宣言の措置>

国は、国内で発生した新型インフルエンザ等の状況により、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、緊急事態宣言を行い、国会に報告する。緊急事態宣言は、新型インフルエンザ等緊急事態措置（以下「緊急事態措置」という。）を講じなければ、医療施設の限界を超えてしまい、国民の生命・健康を保護できず、社会混乱を招くおそれが生じる事態であることを示すものである。緊急事態宣言においては、緊急事態措置を実施すべき期間、区域が公示される。また、区域については、広域的な行政単位である都道府県の区域をもとに、発生区域の存在する都道府県及び隣接県が指定される。

緊急事態宣言がなされた場合、公示された区域に関わらず、速やかに市対策本部を設置するとともに、市対策本部会議を開催し、県内発生早期の対策を確認する。なお、市危機管理対策本部は、緊急事態宣言が行われた場合に、市対策本部に移行する。【全部局】

必要に応じて市対策本部幹事会議を開催し、県内発生早期の対策を確認する。【全部局】

## (2) サーベイランス（発生動向の調査）・情報収集

### ア サーベイランスの強化等

引き続き、インフルエンザに関する通常のサーベイランスを実施する。【保健部】

引き続き、新型インフルエンザ等患者（疑い患者を含む。）の全数把握を実施する。

【保健部】

引き続き、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化して実施する。【こども部、教育委員会、保健部】

国内の発生状況に関する情報提供を受けて、国、県等と相互に連携し、必要な対策を実施する。【保健部】

## (3) 情報提供・共有

### ア 情報提供

引き続き、国内外の発生状況、現在の対策、県内発生した場合に必要な対策等について、関係部局のホームページ等の複数の媒体、機関を活用し、詳細にわかりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、市民への注意喚起を行う。情報提供に当たっては、特に一人一人がとるべき行動を理解しやすいように、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること、個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また、患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。さらに、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。【総合政策部、こども部、教育委員会、保健部、関係部局】

### イ 情報共有

情報収集に努め、得られた情報については、インターネット等を活用し、速やかに関係機関等との共有を図る。【保健部】

### ウ 相談窓口の体制充実・強化

市民からの相談が増加してきた場合は、相談窓口の体制を充実・強化する。【保健部】

国が作成するQ & Aの改訂等があった場合は、関係機関に速やかに送付し、適切

な情報提供を行う。【保健部】

#### (4) 予防・まん延防止

##### ア 市内でのまん延防止対策の実施

国及び県等と連携し、感染症法に基づき、患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）などの措置を行う。【保健部】

直接又は業界団体等の協力を得て、市民、事業者等に対して次の要請を行う。

- ・ 市民、事業者、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。また、事業者に対し、当該感染症の症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。【福祉部、こども部、保健部】
- ・ 事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。【保健部】
- ・ ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じ、国が示す学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を周知するとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。【こども部、教育委員会、保健部】
- ・ 市内の公共交通機関等に対し、利用者へのマスクの着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講じるよう要請する。【保健部】

病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等に対し、感染対策を強化するよう要請する。【福祉部、こども部、保健部、（市民病院）】

##### イ 水際対策

引き続き、検疫所から新型インフルエンザ等に感染している可能性がある者の同乗者及び発生国からの入国者への必要な健康監視を継続するが、国による検疫措置の縮小等に伴って、健康監視内容を見直す。【保健部】

##### ウ 予防接種

海外発生期の記載を参照。

#### (5) 医療

##### ア 新型インフルエンザ等に対する症例定義

国が定める症例定義について、その設定時及び変更時に、（一社）岡崎市医師会を通じるなどして、医療機関等に対して、遅滞なく、また確実にその内容を周知する。【保健部】

イ 医療体制

国の要請を受け、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る、帰国者・接触者外来における診療体制や、帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を、海外発生期に引き続き継続する。【市民病院、保健部】

国の要請を受け、新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者の検体の提供を受けた際は、愛知県衛生研究所において亜型の検査等を行い、確定診断を行う。【保健部】

国の要請を受け、医療機関等に対し、県が備蓄している抗インフルエンザウイルス薬を活用して、患者の同居者、医療従事者又は救急隊員等に、必要に応じ、予防投与を実施するよう要請する。【保健部、（市民病院）】

ウ 医療機関等への情報提供

引き続き、国が行う医療機関及び医療従事者に対する新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等の提供に協力する。【保健部】

エ 感染性廃棄物の適正処理等

引き続き、感染性廃棄物の適正な処理と作業中の感染防止について、廃棄物処理業者に対して、周知・指導を行う。【環境部】

( 6 ) 市民生活及び経済活動の安定の確保

ア 事業者の対応

国が事業者に要請する、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策の実施について、必要に応じ、関係団体を通じるなどして、事業者に周知する。【保健部】

イ 遺体の火葬・安置

県の要請を受け、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置する施設等を確保できるよう、引き続き、準備を進める。【市民安全部、保健部】

| 4 県内発生早期                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>発生状況</p> <p>1) 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内の患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。</p> <p>2) 国内では、国内発生早期又は国内感染期にある。</p> <p>(国内発生早期)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。</li> <li>国内でも、地域によって状況が異なる可能性がある。</li> </ul> <p>(国内感染期)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。</li> <li>感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。</li> <li>国内でも、地域によって状況が異なる可能性がある。</li> </ul> |
| <p>目的</p> <p>1) 市内での感染拡大をできる限り抑える。</p> <p>2) 患者に適切な医療を提供する。</p> <p>3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| <p>対策の考え方</p> <p>1) 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染対策等を行う。県内発生した新型インフルエンザ等の状況等により、緊急事態宣言が行われ、積極的な感染対策をとる。</p> <p>2) 医療体制や積極的な感染対策について周知するとともに、個人一人一人がとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。</p> <p>3) 国から提供される症状や治療に関する臨床情報について、医療機関等に速やかに提供する。</p> <p>4) 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施する。</p> <p>5) パンデミックワクチンの接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、パンデミックワクチンが利用可能な場合はできるだけ速やかに、かつ多くの市民に接種する。</p>           |

#### (1) 実施体制

##### ア 体制の強化

政府対策本部が示す対策の基本的対処方針を踏まえ、必要に応じ、市危機管理対策本部を設置し、県内発生早期に必要な対策を実施する。【総合政策部、保健部、関

係部局】

必要に応じて岡崎市新型インフルエンザ等対策専門家会議を開催し、市内における新型インフルエンザ等対策の方針について意見を聴取する。【保健部、(市民病院)】

< 緊急事態宣言の措置 >

県内未発生期の記載を参照。

( 2 ) サーベイランス ( 発生動向の調査 ) ・ 情報収集

ア サーベイランスの強化等

引き続き、インフルエンザに関する通常のサーベイランスを実施する。【保健部】

引き続き、新型インフルエンザ等患者 ( 疑い患者を含む。 ) の全数把握、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化して実施する。【こども部、教育委員会、保健部】

市内の新型インフルエンザ等患者の臨床情報を収集し、国に情報提供する。【保健部】

県による県内感染期への移行の判断が遅滞なく行われるように、市内の発生状況の情報収集に努める。国及び県等と連携し、必要な対策を実施する。【保健部】

国内の症例数が少ない段階で発生した市内患者について、国からの積極的疫学調査チームが派遣された場合は、協力して調査を実施する。【保健部】

( 3 ) 情報提供 ・ 共有

ア 情報提供

引き続き、県内外の発生状況、現在の対策等について、関係部局のホームページ等の複数の媒体、機関を活用し、詳細にわかりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、市民への注意喚起を行う。情報提供に当たっては、特に一人一人がとるべき行動を理解しやすいように、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること、個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また、患者となった場合の対応 ( 受診の方法等 ) を周知する。さらに、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。【総合政策部、こども部、教育委員会、保健部、関係部局】

イ 情報共有

情報収集に努め、得られた情報については、インターネット等を活用し、速やかに関係機関等との共有を図る。【保健部】

ウ 相談窓口の体制充実・強化

市民からの相談が増加してきた場合は、必要に応じて相談窓口の体制の充実・強

化を検討する。【保健部】

国が作成するQ & Aの改訂等があった場合は、関係機関に速やかに送付し、適切な情報提供を行う。【保健部】

#### (4) 予防・まん延防止

##### ア 市内でのまん延防止対策の実施

引き続き、患者への対応（治療・入院措置等）や患者の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）などの措置を行う。【保健部】

引き続き、直接又は業界団体等の協力を得て、市民、事業者等に対して次の要請を行う。

- ・ 市民、事業者、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。また、事業者に対し、当該感染症の症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。【福祉部、こども部、保健部】
- ・ 事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。【保健部】
- ・ ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じ、国が示す学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を周知するとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。【こども部、教育委員会、保健部】
- ・ 市内の公共交通機関等に対し、利用者へのマスクの着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講じるよう要請する。【保健部】

病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等に対し、感染対策を強化するよう要請する。【福祉部、こども部、保健部、（市民病院）】

##### イ 海外渡航者等への対応

引き続き、検疫所から新型インフルエンザ等に感染している可能性がある者の同乗者及び発生国からの入国者への必要な健康監視を継続するが、国による検疫措置の縮小等に伴って、健康監視内容を見直す。【保健部】

##### ウ 予防接種

###### (ア) 特定接種

引き続き、国の基本的対処方針に従い、特定接種の推進に協力するとともに、市職員の対象者に対し、特定接種を行う。【総務部、保健部】

###### (イ) 住民接種

国は、発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえ、住民への接種順

位を決定する。それを受け、パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、接種を開始するとともに、国の求めに応じ、接種に関する情報提供を開始する。【保健部】

接種の実施に当たり、国、県及び（一社）岡崎市医師会等と連携して、保健所・学校などの公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、市内に居住する者を対象に集団的接種を行う。【保健部】

< 緊急事態宣言がされている場合の措置 >

上記の対策に加え、市内において、県が、基本的対処方針に基づき、必要に応じて以下の措置を講じる場合、その周知を図る。【総合政策部、保健部、関係部局】

- ・ 特措法第 45 条第 1 項に基づき、県民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。対象となる区域については、人の移動の実態等を踏まえ、まん延防止に効果があると考えられる区域（市町村単位等）とすることが考えられる。
- ・ 特措法第 45 条第 2 項に基づき、学校、保育所等（特措法施行令第 11 条に定める施設に限る。）に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。
- ・ 特措法第 24 条第 9 項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場を含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第 24 条第 9 項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第 11 条に定める施設に限る。）に対し、特措法第 45 条第 2 項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第 45 条第 2 項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

市内において、国が、人口密度が低く、交通量が少なく、自然障壁等により交通遮断が比較的容易な離島や山間地域などにおいて、新型インフルエンザ等が、世界で初めて確認され、直ちに集中的な医療資源の投入、特措法第 45 条及び感染症法に基づく措置などを活用した地域における重点的な感染防止策を実施することとした場合には、県とともに国に協力する。【保健部、関係部局】

住民接種については、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時の予防接種を実施する。【保健部】

**( 5 ) 医療****ア 医療体制**

国の要請を受け、症例定義を踏まえた発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る、帰国者・接触者外来における診療体制や、帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を継続する。【市民病院、保健部】

国の要請を受け、医療機関等に対し、県が備蓄している抗インフルエンザウイルス薬を活用して、患者の同居者、医療従事者又は救急隊員等に、必要に応じ、予防投与を実施するよう要請する。【保健部、(市民病院)】

急速に患者が増加する場合等、必要に応じ、医療機関に周知した上で、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制へ移行する。【市民病院、保健部】

**イ 患者への対応等**

国、県等と連携し、新型インフルエンザ等と診断された者に対しては原則として、感染症法に基づき、感染症指定医療機関等に移送し、入院措置を行う。この措置は、病原性が高い場合に実施することとするが、県内発生早期は病原性に関する情報が限られていることが想定されるため、国等により病原性が低いと判断されない限り、実施する。【保健部、(市民病院)】

国、県等と連携し、必要と判断した場合に、愛知県衛生研究所において、新型インフルエンザ等の PCR 検査等の確定検査を行う。全ての新型インフルエンザ等患者の PCR 検査等による確定診断は、患者数が極めて少ない段階で実施するものであり、患者数が増加した段階では、PCR 検査等は重症者等に限定して行う。【保健部】

国、県等と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく曝露した者には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に移送する。【保健部】

**ウ 医療機関等への情報提供**

引き続き、国が行う医療機関及び医療従事者に対する新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等の提供に協力する。【保健部】

**エ 救急隊員の感染防止対策**

県の要請を受け、今後の救急搬送の増加に備え、体制を強化し、隊員の感染防護を確実にを行う。【消防本部】

オ 感染性廃棄物の適正処理等

引き続き、感染性廃棄物の適正な処理と作業中の感染防止について、廃棄物処理業者に対して、周知・指導を行う。【環境部】

(参考) 緊急事態宣言がされている場合に指定(地方)公共機関が講じる措置

必要に応じ、医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定(地方)公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。

(6) 市民生活及び経済活動の安定の確保

ア 事業者の対応

国が事業者等に要請する、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策の実施について、引き続き、必要に応じ、関係団体を通じるなどして、事業者等に周知する。【保健部】

イ 市民・事業者への呼びかけ

市民に対し、食料品、生活必需品等の購入時における適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。【市民安全部、経済振興部、保健部】

< 緊急事態宣言がされている場合の措置 >

上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

(ア) 水の安定供給

特措法第 52 条に基づき、業務継続計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。【上下水道局】

(イ) 生活関連物資等の価格の安定等

特措法第 59 条に基づき、市民生活及び経済活動の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。【市民安全部、経済振興部】

(参考) 緊急事態宣言がされている場合に県、指定(地方)公共機関等が講じる措置

(ア) 事業者の対応等

指定(地方)公共機関は、業務計画に定めるところにより、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始する。登録事業者は、医療の提供並びに市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の継続的な実施に向けた取組を行う。

(イ) 電気及びガス並びに水の安定供給

電気事業者及びガス事業者である指定(地方)公共機関は、それぞれの業務計画で定めるところにより、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置等、新型コロナウイルス等緊急事態において電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である県、市町村、指定公共機関は、それぞれその行動計画又は業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型コロナウイルス等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(ウ) 運送・通信・郵便の確保

運送事業者である指定(地方)公共機関は、それぞれの業務計画で定めるところにより、体制の確認、感染対策の実施等、新型コロナウイルス等緊急事態において旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講ずる。

電気通信事業者である指定公共機関は、それぞれの業務計画で定めるところにより、感染対策の実施、災害対策用設備の運用等、新型コロナウイルス等緊急事態において通信を確保するために必要な措置を講ずる。

郵便事業を営む者及び一般信書便事業者である指定公共機関は、それぞれの業務計画で定めるところにより、郵便及び信書便の送達の確保、感染対策の実施等、新型コロナウイルス等緊急事態において郵便及び信書便を確保するために必要な措置を講ずる。

(エ) 緊急物資の運送等

県は、緊急の必要がある場合には、運送業者である指定(地方)公共機関に対し、食料品等の緊急物資の輸送を要請する。

県は、緊急の必要がある場合には、医薬品等販売業者である指定(地方)公共機関に対し、医薬品又は医療機器の搬送を要請する。

正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じないときは、県は、必要に応じ、指定(地方)公共機関に対して輸送又は搬送を指示する。

(オ) 犯罪の予防・取締り

県は、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。

| 5 県内感染期                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>発生状況</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態。(感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。)</li> <li>2) 国内では、国内感染期にある。</li> </ol> <p>(国内感染期)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。</li> <li>・ 感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。</li> <li>・ 国内でも、地域によって状況が異なる可能性がある。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| <p>目的</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 医療体制を維持する。</li> <li>2) 健康被害を最小限に抑える。</li> <li>3) 市民生活及び経済活動への影響を最小限に抑える。</li> </ol>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| <p>対策の考え方</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替える。</li> <li>2) 市内の発生状況等から、本市の実施すべき対策の判断を行う。</li> <li>3) 状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人一人がとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。</li> <li>4) 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負担を軽減する。</li> <li>5) 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。</li> <li>6) 欠勤者の増大が予想されるが、市民生活・経済活動の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。</li> <li>7) 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。</li> <li>8) 状況の進展に応じて、国及び県等と連携を図りながら、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。</li> </ol> |

#### (1) 実施体制

##### ア 県による県内感染期移行の判断

県対策本部は、県新型インフルエンザ等専門家会議の意見等を踏まえ、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態等にあると判断した場合は、国と協議の上、県内感染期に入ったことを宣言する。

政府対策本部が示す対策の基本的対処方針を踏まえ、必要に応じ、市危機管理対策本部を設置し、県内感染期に必要な対策を実施する。【総合政策部、保健部、関係部局】

必要に応じて岡崎市新型インフルエンザ等対策専門家会議を開催し、市内における新型インフルエンザ等対策の方針について意見を聴取する。【保健部、(市民病院)】

< 緊急事態宣言がされている場合の措置 >

必要に応じて市対策本部会議または市対策本部幹事会議を開催し、県内感染期に必要な対策を実施する。【全部局】

新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法第 38 条、39 条の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う。【保健部、関係部局】

( 2 ) サーベイランス ( 発生動向の調査 ) ・ 情報収集

ア サーベイランスの強化等

新型インフルエンザ等患者 ( 疑い患者を含む。 ) の全数把握は中止し、インフルエンザに関する通常のサーベイランスを継続する。【保健部】

国内の発生状況に関する国からの情報を受けて、国、県等と相互に連携し、必要な対策を実施する。【保健部】

学校等における集団発生の把握の強化については、通常のサーベイランスに戻す。【こども部、教育委員会、保健部】

( 3 ) 情報提供 ・ 共有

ア 情報提供

引き続き、県内外の発生状況、現在の対策等について、関係部局のホームページ等の複数の媒体、機関を活用し、詳細にわかりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、市民への注意喚起を行う。情報提供に当たっては、特に一人一人がとるべき行動を理解しやすいように、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること、個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また、患者となった場合の対応 ( 受診の方法等 ) を周知する。さらに、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。【総合政策部、こども部、教育委員会、保健部、関係部局】

受診の方法や患者となった場合の対応等、対策の切り換えについて、分かりやす

く、かつ、速やかに市民、関係機関等に周知する。【保健部】

県内感染期に移行した時点などにおいて、市民に対して冷静な対応等について呼びかけ等を行う。【総合政策部、保健部】

#### イ 情報共有

関係機関とのインターネット等を活用した情報共有を引き続き継続し、対策の方針等を伝達するとともに、流行状況等を的確に把握する。【保健部】

#### ウ 相談窓口の継続

国が作成するQ & Aの改訂等があった場合は、関係機関に速やかに送付し、相談窓口を継続する。【保健部】

### (4) 予防・まん延防止

#### ア 市内でのまん延防止対策の実施

引き続き、直接又は業界団体等の協力を得て、市民、事業者等に対して次の要請を行う。

- ・ 市民、事業者、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。また、事業者に対し、当該感染症の症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。【福祉部、こども部、保健部】
- ・ 事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。【保健部】
- ・ ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じ、国が示す学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を周知するとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。【こども部、教育委員会、保健部】
- ・ 市内の公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。【保健部】

病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等に対し、感染対策を強化するよう引き続き要請する。【福祉部、こども部、保健部、（市民病院）】

国と連携し、患者の治療を優先することから、患者との濃厚接触者（同居者を除く。）への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を原則として見合わせる。なお、患者の同居者に対する予防投与については、国がその期待される効果を評価した上で継続の有無を決定することになっており、その方針に沿って対応する。【保健部】

患者の濃厚接触者を特定しての措置（外出自粛要請、健康観察等）を中止する。【保健部】

## イ 予防接種

住民接種について、予防接種法第6条第3項に規定する新臨時接種を進める。【保健部】

<緊急事態宣言がされている場合の措置>

上記の対策に加え、患者数の増加に伴い市内における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれる等の特別な状況において、県が、基本的対処方針に基づき、必要に応じて以下の措置を講じる場合、その周知を図る。【総合政策部、保健部、関係部局】

- ・ 特措法第45条第1項に基づき、県民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。
- ・ 特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じない学校・保育所等に対し、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。県は、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。
- ・ 特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場を含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第24条第9項の要請に応じない施設に対し、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第45条第2項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。県は、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

住民接種については、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を進める。【保健部】

**(5) 医療**

## ア 患者への対応等

帰国者・接触者外来及び帰国者・接触者相談センターを廃止するとともに感染症法に基づく入院措置を中止し、新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として全ての一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療を行う。【市民病院、保健部】

入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知する。【保健部、(市民病院)】

医師が在宅で療養する患者に対する電話による診療により新型インフルエンザ等への感染の有無や慢性疾患の状況について診断ができた場合、医師が抗インフルエンザウイルス薬等の処方箋を発行し、ファクシミリ等により送付することについて、国が示す対応方針を関係機関に周知する。【保健部、（市民病院）】

必要に応じ、国が行う医療機関の従業員の勤務状況及び医療資器材・医薬品の在庫状況の確認作業に協力するとともに、国と連携し、新型インフルエンザ等やその他の疾患に係る診療が継続されるように調整する。【保健部、（市民病院）】

#### イ 医療機関等への情報提供

引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。【保健部】

#### ウ 在宅で療養する患者への支援

国、県等と連携し、関係団体の協力を得て、患者や医療機関等からの要請に対して、在宅で療養する患者への支援や自宅で死亡した患者への対応を行う。【福祉部、保健部】

#### < 緊急事態宣言がされている場合の措置 >

上記の対策に加え、必要に応じ、国、県等と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院（医療法施行規則第10条）等のほか、医療体制の確保、感染防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、臨時の医療施設を設置（特措法第48条第1項及び第2項）し、医療を提供する。臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。【市民病院、保健部】

#### （参考）緊急事態宣言がされている場合に指定（地方）公共機関等が講じる措置

医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。

#### （6）市民生活及び経済活動の安定の確保

##### ア 事業者の対応

国が事業者等に要請する、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策の実施について、引き続き、関係団体を通じるなどして事業者等に周知する。【保健部】

イ 市民・事業者への呼びかけ

市民に対し、食料品、生活必需品等の購入時における適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないように要請する。【市民安全部、経済振興部、保健部】

< 緊急事態宣言がされている場合の措置 >

上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

(ア) 水の安定供給

特措法第 52 条に基づき、業務継続計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。【上下水道局】

(イ) 生活関連物資等の価格の安定等

特措法第 59 条に基づき、市民生活及び経済活動の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないように、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。【市民生活部、経済振興部】

(ウ) 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援

県の支援を得て、在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への支援、搬送、死亡時の対応等を実施する。【福祉部、保健部】

(エ) 埋葬・火葬の特例等

県の要請を受け、可能な限り火葬炉を稼働させるよう努める。【保健部】

県の要請を受け、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保するよう努める。【市民安全部、保健部】

(参考) 緊急事態宣言がされている場合に国、県、指定(地方)公共機関等が講じる措置

(ア) 業務の継続等

指定(地方)公共機関及び特定接種の実施状況に応じ、登録事業者は事業の継続を行う。

県は、必要に応じ、国が行う各事業者における事業継続の状況や新型インフルエンザ等による従業員のり患状況等の確認作業に協力する。

(イ) 電気及びガス並びに水の安定供給

県内発生早期の記載を参照

(ウ) 運送・通信・郵便の確保

県内発生早期の記載を参照。

(エ) サービス提供水準に係る市民への呼びかけ

県は、国が行う事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に協力し、県民に対して、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下することに理解を求める。

(オ) 緊急物資の運送等

県内発生早期の記載を参照。

(カ) 物資の収用・保管

県は、対策の実施に必要な物資の確保に当たっては、あらかじめ所有者に対し物資の売渡しの要請の同意を得ることを基本とする。なお、新型インフルエンザ等緊急事態により当該物資等が使用不能となっている場合や当該物資が既に他の都道府県による収用の対象となっている場合などの正当な理由がないにもかかわらず、当該所有者等が応じないときは、必要に応じ、物資を収用する。

県は特定物資の確保のため緊急の必要がある場合には、事業者に対し特定物資の保管を命じる。

(キ) 犯罪の予防・取締り

県内発生期早期の記載を参照

(ク) 埋葬・火葬の特例等

国は、新型インフルエンザ等緊急事態において埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合、緊急の必要があると認めるときは、当該市町村長以外の市町村長による埋葬又は火葬の許可等の埋葬及び火葬の手続の特例を定める。

県は、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。

| 6 小康期                                                                                                                                                                                                                                           |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>発生状況</p> <p>1) 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。</p> <p>2) 大流行は、一旦終息している状況。</p>                                                                                                                                                           |
| <p>目的</p> <p>1) 市民生活及び経済活動の回復を図り、流行の第二波に備える。</p>                                                                                                                                                                                                |
| <p>対策の考え方</p> <p>1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療提供体制及び社会、経済活動への影響から早急に回復を図る。</p> <p>2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。</p> <p>3) 情報収集の継続により、国の行う第二波の発生の早期探知に協力する。</p> <p>4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。</p> |

#### (1) 実施体制

##### ア 基本的対処方針の変更等

政府対策本部が基本的対処方針を変更した場合には、その対処方針に基づき措置を縮小・中止する。【保健部、関係部局】

市危機管理対策本部は、政府対策本部が廃止された場合に、速やかに廃止する。【総合政策部、保健部、関係部局】

##### イ 対策の見直し

各段階における対策に関する評価、計画の見直しを行う。【保健部、関係部局】

国の行うガイドライン等の見直しに合わせて、マニュアル等の必要な見直しを行う。【保健部、関係部局】

#### < 緊急事態宣言がされている場合の措置 >

緊急事態解除宣言がされたときは、速やかに市対策本部を廃止する。【全部局】

#### (2) サーベイランス（発生動向の調査）・情報収集

##### ア サーベイランス

インフルエンザに関する通常のサーベイランスを継続する。【保健部】

再流行を早期に探知するための、学校等での新型インフルエンザ等の集団発生の把握を強化する。【こども部、教育委員会、保健部】

### ( 3 ) 情報提供・共有

#### ア 情報提供

流行の第二波に備え、適宜、必要な情報を提供する。【保健部、関係部局】

#### イ 情報共有

相談窓口等に寄せられた問い合わせや関係機関等から寄せられた情報等についてとりまとめ、必要に応じて国に提供することで、共有化を図る。【保健部】

#### ウ 相談窓口の体制の縮小

発生状況を踏まえて、相談窓口を縮小する。【保健部】

### ( 4 ) 予防・まん延防止

#### ア 予防接種

流行の第二波に備え、住民接種については、予防接種法第 6 条第 3 項に規定する新臨時接種を進める。【保健部】

#### < 緊急事態宣言がされている場合の措置 >

流行の第二波に備え、住民接種については、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時の予防接種を進める。【保健部】

### ( 5 ) 医療

#### ア 医療体制

国、県等と連携し、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻す。【市民病院、保健部】

#### イ 抗インフルエンザウイルス薬

国が作成する適正な抗インフルエンザウイルス薬の使用を含めた治療指針を関係機関に周知する。【保健部】

### ( 6 ) 市民生活及び経済活動の安定の確保

#### ア 市民・事業者への呼びかけ

必要に応じ、引き続き、市民に対し、食料品、生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。【市民安全部、経済振興部、保健部】

< 緊急事態宣言がされている場合の措置 >

新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止

国、県等と連携し、市内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止をする。【保健部、関係部局】

( 参考 ) 緊急事態宣言がされている場合に県が講じる措置

業務の再開

国が行う事業者が業務を再開しても差し支えない旨の周知に協力する。

指定（地方）公共機関及び登録事業者に対し、流行の第二波に備え、事業を継続していけるよう、国が行う必要な支援に協力する。

- インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆる A/H1N1、A/H3N2 というのは、これらの亜型を指している。）

- 感染症指定医療機関

感染症の予防及び感染症に対する医療に関する法律（感染症法）に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

- \* 特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。
- \* 第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。
- \* 第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。
- \* 結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局。

- 感染症病床

病床は、医療法によって、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床に区別されている。感染症病床とは、感染症法に規定する新感染症、一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症などの患者を入院させるための病床である。

- 帰国者・接触者外来

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来。

都道府県等が地域の実情に応じて対応する医療機関を決定する。帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合等には、一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で

診療する体制に切り替える。

- 帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

- 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

- 個人防護具（Personal Protective Equipment：PPE）

エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。

- サーベイランス

見張り、監視制度という意味。

疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

- 指定届出機関

感染症法に規定する五類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は二類感染症、三类感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を担当させる病院又は診療所として、都道府県知事が指定したもの。

- 死亡率（Mortality Rate）

ここでは、人口10万人当たりの、流行期間中に新型インフルエンザ等に罹患して死亡した者の数。

- 人工呼吸器

呼吸状態の悪化等が認められる場合に、患者の肺に空気又は酸素を送って呼吸を助けるための装置。

- 新型インフルエンザ

感染症法第6条第7項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与える押しれがあると認められるものをいうとされている。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

- 新型インフルエンザ（A/H1N1）／インフルエンザ（H1N1）2009

2009年（平成21年）4月にメキシコで確認され世界的大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ（A/H1N1）」との名称が用いられたが、2011年（平成23年）3月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ（H1N1）2009」としている。

- 新感染症

新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染症の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

- 積極的疫学調査

患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第15条に基づく調査をいう。

- 致命率（Case Fatality Rate）

流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合。

- トリアージ

災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、適切な搬送、治療等を行うために、傷病の緊急度や程度に応じて優先順位をつけること。

- 鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内蔵、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

- 濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

- 発病率（Attack Rate）

新型インフルエンザの場合は、全ての人が新型のウイルスに曝露するリスクを有するため、ここでは、人口のうち、流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者の割合。

- パンデミック

感染症の世界的大流行。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

- パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性を持つウイルスを基に製造されるワクチン。

- 病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

- プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する

可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国では H5N1 亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。

○ PCR (Polymerase Chain Reaction : ポリメラーゼ連鎖反応)

DNA を、その複製に関与する酵素であるポリメラーゼやプライマーを用いて大量に増幅させる方法。ごく微量の DNA であっても検出が可能なため、病原体の検査に汎用されている。インフルエンザウイルス遺伝子検出の場合は、同ウイルスが RNA ウイルスであるため、逆転写酵素(Reverse Transcriptase)を用いて DNA に変換した後に PCR を行う RT-PCR が実施されている。